

## 小郡市ホームページ広告掲載仕様書

- 1 業務名 小郡市ホームページ広告掲載
  
- 2 広告の枠数、位置等
  - (1) 枠数 10枠
  - (2) 位置 市ホームページのトップページ下部
  - (3) 規格
    - ① データの形式 GIF、JPEG又はテキスト（文字数30字以内）
    - ② サイズ 縦50ピクセル×横150ピクセル
    - ③ 容量 10KB以内
    - ④ 性質 静止画像（「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」に準拠したものであって文字及び背景色を容易に識別することができ、かつ、文字、絵、図柄等の解像度が高く鮮明であるもの）
  - (4) 禁止事項 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。
    - ① 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの  
（例）コントラストが強い画像等
    - ② 小郡市の情報と錯誤するおそれのある表現又は画像を使用したもの  
（例）「小郡市〇〇情報」の表示、市章の使用等
    - ③ 閲覧者の意思に反した動きをするおそれ又は閲覧者の誤解を与えるおそれのあるもの  
（例）「閉じる」、「キャンセル」等の表示、「警告」、「注意」等のアラートマークの表示、ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの
    - ④ 実際に機能しないもの  
（例）入力ができるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
  
- 3 市ホームページの概要
  - (1) 名称 小郡市公式ホームページ
  - (2) URL <http://www.city.ogori.fukuoka.jp>
  - (3) アクセス数 約38,000件/月平均  
（トップページ、平成28年4月～11月実績）
  
- 4 広告の掲載までの手順
  - (1) 広告取扱業者は、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成すること。
    - ① 広告主の法人名
    - ② バナー広告のリンク先のアドレス
    - ③ 掲載期間
    - ④ バナー広告に関する概説（代替テキスト）

- ⑤ 広告主の代表者の「氏名・ふりがな・生年月日」
- (2) 広告取扱業者は、(1)により作成した一覧表とバナーファイル（媒体はフロッピーディスク又はCD-R）を開始月の前月15日（前月15日が土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日）までに総務課に提出し、広告掲載の審査を受けること。なお、電子メールでの提出も可とする。
- (3) 広告取扱業者は、市から(2)による審査の結果の通知を受けたときは、速やかに、その結果を広告主に通知すること。
- (4) (2)による審査の結果、広告掲載について承認したときは、市において市ホームページの広告掲載枠に貼り付ける。

## 5 広告主の優先順位

広告取扱業者は、広告主の選定に当たっては、市ホームページの性質を考慮して地域性及び公共性の高いものを優先し、次の順序になるよう配慮すること。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類する法人（以下「国等」という。）
- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人でその事業の内容が公共的性格を有する法人
- (3) 市内に事業所を有する法人で(2)以外の法人
- (4) (2)及び(3)以外の法人

## 6 その他留意事項

- (1) 広告主及び広告の内容は、小郡市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定に適合すること。また、「小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表第3「暴力団組織等に対する措置基準」第1項及び第2項に該当しないこと。
- (2) 広告の掲載期間は、1箇月単位（複数月の掲載可）とする。
- (3) 同一の広告主の広告は、掲載期間中重複して掲載しないこと。
- (4) リンク先のURLを変更し又はリンク先ホームページの内容を大幅に変更しようとするときは、事前に市に協議すること。
- (5) 市は、広告の掲載に支障があると認められるときは、広告取扱業者を介して当該掲載を取り消すことができる。
- (6) 広告掲載枠買受料は分割払とし、毎月市が指定する日までに納入すること。
- (7) 既納の広告掲載枠買受料は、原則として返還しない。
- (8) 市は、広告又はリンク先ホームページの内容により広告取扱業者又は第三者が受けた損害については、一切責任を負わない。
- (9) 広告の作成に関する費用は、広告取扱業者が負担する。
- (10) 広告の内容について疑義が生じた場合は、そのつど担当職員と協議すること。